

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年8月2日 13:30 ~ 16:00		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none">・全体での審議後、断続的に公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間での協議を行ったが、労働者側は50円の引上げを、使用者側は1円引上げを主張し、意見の一致を見いだせなかった。このため、公益委員案として、中央最低賃金審議会の示した目安額28円の引上げとする案を示したところ、労働者側も使用者側も持ち帰って検討することとなり、本日の部会では結審しなかった。 <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍において社会的弱者への影響力は非常に大きい。パートタイム労働者の募集時の賃金額の状況から見ても企業に賃金支払能力はある。国の企業に対する支援策を積極的に活用することが望まれる。 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none">・最低賃金の引上げは、社会的弱者への影響が大きいことを踏まえ、求人を出せず募集することも出来ない企業に配慮すべきである。また、国の政策を活用するのは当然だが、活用せざるを得ない厳しい状況にあることに配慮していただきたい。			